

長野県中小企業エネルギーコスト削減

助成金のご案内

長野県では、省エネ効果のある設備機器の導入・更新を行う事業者に対し、経費の一部を助成する事業を行います。詳しい募集要項等については、公式 HP にて掲載されておりますので、ご確認ください。募集要項の確認、申請書類の作成の難しい方は、商工会までご連絡ください。

事業概要

- 助成対象：県内に本社所在地を有する中小企業者
(対象設備の更新・新設を実施する建物等が県内にある事業者に限る。)
- 対象設備：①空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備
②エネルギー管理設備、発電設備
(①は更新のみ対象、②は新設のみ対象となります。)
※対象設備の一覧は公式 HP からご確認ください。
- 補助率：上記①の設備
対象経費 150 万円以下で 2/3 以内(150 万円を超える部分については 1/2 以内で助成)
上記②の設備
4 万円以内/kW
- 補助額：下限 50 万円(対象経費総額 75 万円以上) 上限 500 万円

申請期間・提出書類

- 事業計画書提出期間：令和 4 年 8 月 17 日(水)～令和 4 年 12 月 23 日(金)まで
(※予算に限りがありますので、申請を希望される方は 8 月 17 日頃には申請ができるよう、ご準備をお願いいたします。)
- 助成金交付までのフロー
①事業計画書提出 ⇒ ②要件審査・事業計画の確認(内示)通知書交付 ⇒ ③事業の実施 ⇒ ④交付申請書兼実績報告書を提出 ⇒ ⑤完了検査・助成金額の確定通知 ⇒ ⑥精算払請求書提出 ⇒ ⑦入金
- 提出書類(事業計画書に関するもの)
全申請者：①事業計画書(様式 1 号)、②対象設備確認書(様式 2 号)、③助成要件確認書(様式 3 号)、④エネルギーコスト削減等計画書(様式 4 号)
該当者：⑤事業活動温暖化対策計画書の写し、⑥事前着手届
※⑤は長野県地球温暖化対策条例で義務付けられている事業者、または、従業員数が 21 人以上である事業者が提出の必要があります。
⑥は 7 月 1 日以降で、事業計画の確認前に事業を開始する方が必要になります。
※事業実施後に、交付申請書兼実績報告書の提出が必要になります。
受付期間：令和 4 年 8 月 17 日～令和 5 年 1 月 31 日まで

その他

- 導入された設備に関しては、助成事業実施期間中に使用をし、事業計画に則った取組を行った実績報告等の提出が必要となります。
- 詳細につきましては、宮田村商工会 HP または、長野県中小企業エネルギーコスト削減事業 HP(<https://nagano-alps.jp/>)をご確認ください。
※宮田村商工会(TEL 85-2213)